

2023年第4回定例会一般質問

2023年12月13日

岩永 やす代

●ジェンダー平等について

日本のジェンダーギャップ指数の低さが近年話題になることが多くなっています。今年度は125位で、昨年度の116位から後退、これまでで最低です。小池知事は、就任以来女性活躍に取り組み、さまざまな場面で女性の登用を積極的に進めています。知事は、今年度のジェンダーギャップ指数についてどのように受け止めているのか伺います。・・・・・・・・Q1

A1（知事）

- 世界から遅れをとっていることに危機感。
- 女性活躍の推進を都政の重要課題と位置づけ、幅広い施策を進め、都の審議会等の女性委員の割合は約46%まで増加。
- 男女が共に能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる社会を実現するため、さまざまな施策に取り組む。

今年度のノーベル経済学賞受賞で、あらためて男女の賃金格差が問われてきています。日本では、今パート労働の「年収の壁」が問題になっていますが、男性が働いて家計を支えるための制度が幾重にも作られ複雑になっていること、統計データ自体にジェンダーバイアスがかかっていることから紐解き、新たな制度設計に取り組んでいかなければなりません。

生活者ネットワークは、20年前に年金の第三号被保険者問題について「世帯単位から個人単位へ」と提起し、男女役割分業の見直しなどジェンダー平等への提案をしてきました。

男女の賃金格差は、女性の非正規雇用の多さが大きな要因となっています。都は、民間企業に向けて正規雇用化や処遇改善を促していますが、これまでの事業の成果と今後の取り組みについて伺います。・・・・・・・・Q2

A2（産業労働局長）

- 働く女性の活躍を推進するうえで、職場環境の整備を進めることは必要。
- 都は、労働者の処遇改善に向け、中小企業が非正規雇用の方の正社員化に取り組む、職場環境の整備を図る場合の支援等を実施。

●神宮外苑の再開発について

神宮外苑は、多くの人々が愛する景観であり、公共性が高いため、所有者である宗教法人明治神宮は、これを守る責任があることを決算委員会で指摘しました。かつて国有地だった外苑は、戦後、明治神宮の境内地として半額で払い下げ

られましたが、内苑を財政的に支える収益施設の機能は含まれていません。

今回の再開発は、都が日本第 1 号の風致地区をはじめ、都市計画上のさまざまな規制を恣意的に緩和し、ルールを変えることによって実現可能にしたとも言われています。こうした都市計画決定を通じて、宗教法人への便宜供与を図る憲法違反の恐れがあると指摘されていますが、都の見解を伺います。・・・Q 3

A 3 (都市整備局長)

○ 都は、法令等に基づき適切に対応しており、都市計画の規制を恣意的に緩和したなどの指摘は当たらない。

公共的な場所での樹木の伐採や超高層ビルの建設、市民になじみ深い神宮球場やラグビー場について、都民不在のまま事業が進められることは問題です。

あらためて、神宮外苑の将来像を、都と事業者、都民を交えて議論すべきと考えますが、知事の見解を伺います。・・・・・・Q 4

A 4 (都市整備局長)

○ 都市計画や環境アセスにおいては、法令等に基づく手続きの中で、都民からの意見書を受け付け、見解を示すなど、適切に対応。

○ また、事業者は、法令等に基づいた説明会に加え、さらに住民の理解を深めるための説明会を複数回開催し、あわせてホームページでの質問の受け付けおよび回答などの対応を行っている。

●循環型農業について

ウクライナの戦争や円安の影響で食品が高騰し、さらには気候変動による気象の変化による影響で、日本の食料安全保障への不安が高まっています。肥料の急激な不足、値上がりに対して、国内産に切り替える動きや、各地で進む地産地消の取り組みなど、このピンチを自給率向上に向けたチャンスと捉えて進めていくべきです。

東京都内でも、多摩地域を中心に、農産物の軒先販売をはじめ地産地消に取り組んでおり、学校給食に地場産農産物を使っているところも増えています。知事が表明した給食費は、財政支援だけでなく、東京産農産物の提供も検討していただきたいと思います。

また、都内では畜産業も営まれています。牛糞や鶏糞などは堆肥化して農地にすき込むと、作物の栄養となります。地域でこうした循環のしくみをつくっていくことは、環境保全の観点からも重要です。

都内の酪農・畜産農家に対してどのような支援を実施しているのか伺います。・・・・・・Q 5

A 5 (産業労働局長)

- 都は、乳牛等を飼育する農家が、飼料となる国産の牧草の購入やその栽培に必要となる経費への支援等を行っている。

●児童相談所について

児童相談所の区設置が進み、現在 8 区で事業が始まっています。身近な自治体が児童相談所を設置することで、子どもに関する問題をその子が育つ地域で解決していくこととなります。

区が設置する児童相談所への都の支援は、準備段階で人材育成などを実施しています。区が開設した後は、それぞれの児童相談所が独立した機関となります。各区の独立性は重要ですが、東京都が広域的な観点からの支援が必要であると考えます。広域連携で協力しているということですが、連携して実施している事業について伺います。・・・・・・・・Q6

A (福祉局長)

- 特別区が、児童福祉法等に基づく児童相談所設置市となった場合には、児童相談所設置区は法令に定める児童相談所業務等を実施することとなる。
- また、児童相談所の開設後は、広域的観点から一時保護所や児童養護施設等を都と区が相互に利用できるようにしているほか、専門的観点から、区の児童相談所が担当する家族に対し、都の児童相談センターの医師や児童心理司等が支援を行うこととしている。

2020 年 4 月から今年 10 月に児童相談所を開設した 8 区の一時的保護所の定員は 167 人となりました。東京都の定員は 250 人ですから、合わせて 417 人になります。東京都全体の定員数は増えていますが、都の一時的保護は依然として増加傾向であり、満杯状態も続いています。まだまだ足りないということです。一時的保護の施設もマンパワーも充実させ、救われる子どもが増えることを願うものです。知事も児童相談体制の強化を述べていますが、一時的保護についても体制強化を図る必要があると考えますが、見解を伺います。・・・・・・・・Q7

A7 (福祉局長)

- 都は、児童虐待の増加に伴う一時的保護需要に対応するため、立川児童相談所跡地での保護所の開設に向け、準備を進めている。
- 児童養護施設や里親、婦人保護施設への一時的保護委託など、さまざまな受け皿を確保しており、今年度は、児童福祉分野の知識や経験を有する事業者に委託し、足立児童相談所の仮設一時的保護所や民間の物件等を活用し、保護児童の受け入れを行うなど、大勢を強化している。

毎年、児童相談所が対応する児童虐待件数が過去最多を記録しています。2022

年度に東京都内の児童相談所が受理した虐待相談対応件数は 27,798 件で、10 年前に比べ約 4 倍に増加しています。2021 年度は都内で虐待などに関連して 14 人の子どもが亡くなりました。他県では、保護された子どもが家庭に戻った直後に再び虐待が繰り返されて、命を落とすという悲しい事件も起きています。

こうした事件を解決するためには、虐待をした保護者が虐待を繰り返さないように、保護された子どもが家庭に戻る前に、虐待防止プログラムを義務付ける必要があると考えます。子どもの命を守るためには、踏み込んだ取り組みが必要ですが、見解を伺います。・・・・・・・・Q8

A8（福祉局長）

- 児童相談所は、児童虐待を行った保護者に対して、家族機能の回復を図ることを目的に、児童福祉司・児童心理司等による家庭訪問や面接指導のほか、精神科医によるカウンセリングなどを実施している。
- また、保護者の養育力の向上等を図るため、家族合同でのグループ心理療法や、ペアレントトレーニングなど、さまざまな援助を行っており、今後とも、こうした取り組みにより、子どもと保護者を支援していく。

●精神障がい者の地域移行について

今年の 2 月に滝山病院の暴行虐待事件、不適切医療の問題が発覚してから 10 か月が経ちます。この問題で、改めて、精神病院の長期入院患者の地域移行の重要性が確認されているところですが、なかなか進まない現状もあります。

現在も都内で 9 千人を超える長期入院者がいますが、地域での暮らしを実現するためには、退院にむけた相談や、住まいの確保、自立生活のための生活のサポート、就労や日中活動、地域との関わりなど、退院後に安心して地域での暮らしに移行できるさまざまな支援が必要です。そして、そこにこそ、都の役割が求められています。

精神科病院に出向き、入院患者との面談や病棟プログラムへの参加を通じて、退院後に安心して生活ができるよう支援活動を行うピアサポーターは、精神障がい者の地域移行支援に不可欠であり、都として、ピアサポーターの活動を位置づけるために、登録人数と活動実績を把握する必要があります。都は、ピアサポーター養成のため、障がい者ピアサポート研修を行っていますが、今後、地域移行を進めるために登録者を増やし、活動を支えていく必要があると考えますが、見解を伺います。・・・・・・・・Q9

A9（福祉局長）

- 障がい者ピアサポーターは、精神科病院の入院患者に対し、面談や病棟プログラムへの参加を通じ、自身の経験を踏まえながら、退院後の生活への不安解消のためにさまざまな助言を行っている。

- 都は、ピアサポーターの養成研修を実施するとともに、地域移行コーディネーターを配置して、精神科病院等におけるピアサポーターの活用に向けた働きかけや調整を行っている。
- 引き続き、これらの取り組みにより、精神障がい者の地域移行を進めていく。

主に精神障がい者を対象としたグループホームの定員数は、2022年度末で3,761人とのことです。東京都障害福祉計画における地域移行支援の見込み数は、2023年度は196人と、少しずつではありますが、毎年増えてきています。今後、地域移行を進めていくにあたり、受け入れられるグループホームを増やす必要があると考えますが、見解を伺います。・・・・・・・・Q10

A10（福祉局長）

- 精神障がい者の地域移行を円滑に進めるためには、受け皿となるグループホームの整備が必要である。
- 都は、東京都障がい者・障がい児施策推進計画において、障がい者・障がい児地域生活支援3か年プランを掲げ、障がい者グループホームなど地域生活基盤の整備を進めており、整備に係る事業者負担を軽減する特別助成、都用地の減額貸付け等を行っている。
- 引き続き、障害者グループホームの整備を促進していく。

住まいを借りて一人暮らしをする人の生活を支えるしくみも重要ですが、東京ささユール住宅のうち、要配慮者向けの専用住宅は、より要配慮者の支援として重要であるものの、なかなか増えない現状があるので増やしていく必要があると考えます。また、専用住宅を活用し、居住支援法人から生活支援を受けながら一人暮らしをする人に対する支援のしくみづくりの検討を要望しますが、見解を伺います。・・・・・・・・Q11

A11（住宅政策本部長）

- 都は、財政支援等により専用住宅の供給を促進するとともに、専用住宅等を活用して要配慮者の入居支援や生活支援を行う居住支援法人を指定。
- こうした取り組みを促進するため、今年度から、居住支援法人等が住宅を借り上げ新たに専用住宅に登録し、要配慮者を支援する取り組みに補助する事業を実施。
- 今後とも、要配慮者の居住の安定の確保に取り組む。

●成年後見制度について

障がい者の地域移行に欠かせない権利擁護の取り組みとして、成年後見制度があります。障がい者だけでなく、認知症高齢者にとっても必要です。

2022年度末には、都内で成年後見制度の利用者数は2万6千人程度おり、毎

年 5 千件程度の申し立てが行われています。

若い障がい者など長期間後見が必要な人の場合、個人の後見人よりも法人後見が期待されています。法人後見を担う民間団体も増えていますが、財政などの問題で継続できなくなっている状況も聞いています。

そこで、地域での成年後見制度をすすめるために、都の取り組みを伺うとともに、法人後見についての支援を行うべきと考えますが、見解を伺います。・・Q12 A12（福祉局長）

- 都は、成年後見制度の利用相談や市民後見人の養成、後見人へのサポート等を行う成年後見推進機関を設置する区市町村を包括補助で支援。
- 今年度から、区市町村社会福祉協議会等を対象に、法人後見の実務等に関する研修を新たに実施。

●香害について

洗濯洗剤や柔軟剤、芳香剤などの強い香り成分の化学物質による健康被害は、この半年間だけでも多くのメディアに取り上げられ、世間の認知も進んできていると感じますし、生活者ネットワークに寄せられる声も増えてきています。

2021 年に消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の 5 省庁連名での香害ポスターの掲示を求める通知が出され、各所での掲示と周知の取り組みが広がってきています。都営地下鉄の全駅での掲示が行われている状況も確認しているところです。

そのような中、今年の 10 月 30 日には、厚生労働省から、日本救急医学会をはじめ、医療関係機関に香害ポスターについて周知依頼がありました。

そこで、都立病院での香りへの配慮に関する取り組みについて伺います。・Q13 A13（保健医療局長）

- 都立病院では、職員に対し、香水や柔軟剤等の香りに注意するよう指導しているほか、患者と接する窓口業務や病棟作業等の委託事業者にも同様の協力を求めている。
- また、入院患者用のリネン類の洗濯時には、香りのない洗剤を使用するなど、香りが治療へ及ぼす影響を最小限に迎えた療養環境の整備を図っている。

次に、学校での香害対策について伺います。

生活者ネットワークでは 2019 年に学校保健における「香害」対策についてのアンケート調査を実施し、都内の小中学校 642 校から回答がありました。「学校で児童生徒や保護者等から香料による健康被害の相談や使用自粛の要望がありますか」の質問には、11 の自治体で「相談等がある」学校があったという回答を得ました。

今年の5月に兵庫県宝塚市教育委員会は、市立小中学校の児童・生徒の全保護者を対象に「香害」に関するアンケートを実施し、8%の子どもが体調不良を起こしたことがあると答えました。その結果を受けて市教委は、給食当番で柔軟剤の香りが残る共用の白衣を使わずに、自前のエプロンの持参を認める対策や、市立小中学校などの児童生徒の「保健調査票」に化学物質過敏症に関する記入欄を追加することを決めたとのこと。

学校現場での香害対策についてどのような取り組みを行っているのか伺います。・・・・・・・・Q14

A14（教育長）

- 都教育委員会は、香りの配慮に関する啓発を行うため、昨年、国の「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル」等を情報提供したほか、環境衛生検査等の職務に従事する学校薬剤師向けの研修会において、香りの配慮に関する啓発を実施。
- 今年度は、国が作成したポスターの活用を通知するなど、児童・生徒および保護者への周知を図っている。

このように次々と現れる新たな化学物質への対応を含めて、東京都「化学物質の子どもガイドライン」を改訂する必要があると考えますが見解を伺います。・・・・・・・・Q15

A15（保健医療局長）

- 都は、保育所等に対し、化学物質について、教材などの身近なものに含まれるだけでなく、子どもや職員が所持品とともに屋内に持ち込むこともあるため、配慮するよう周知を図っている。
- 引き続き、化学物質による健康影響を防ぎ、子どもたちが安心して生活できるよう、ガイドラインを活用して、普及啓発に取り組んでいく。

しかし、深刻な状況にある当事者は都に相談したとしても、具体的な解決策がないのが現状です。洗濯用合成洗剤や衣料用漂白剤は家庭用品品質表示法の指定品目となっていますが、柔軟仕上げ剤は指定品目とされていないため、成分表示の義務がありません。指定品目に追加し、香料を含めた成分表示を義務付けること、また、成分の規制についての検討を国に求めていただきたいと思いますが見解を伺います。・・・・・・・・Q16

A16（生活文化スポーツ局長）

- 消費生活センターに寄せられた相談の中には、柔軟剤等の香りで不快感や体調不良を感じたというものもあることから、柔軟剤等の節度ある使用について都民への普及啓発を行っている。
- 今後も、引き続き、相談の状況等を踏まえ、普及啓発など必要な対応を行っ

ていく。